

入札公告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処
管理部長 福田 理
(公印省略)

下記のとおり、一般競争入札に付します。
なお、本件は令和7年度予算が成立することを条件とした入札であり、当該契約に係る令和7年度の予算成立が4月1日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

記

1 入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
07-1-2252-1618-0001-00	物品昇降機の保守点検	1式	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	航空補給処

2 競争に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度又は令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格において等級A、B、C又はDのいずれかに格付けされ、競争参加資格を有している者（競争参加地域は問わない。）、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 契約条項、入札条件を示す場所

千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室

4 入札日時及び場所

- 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室
- 日時 令和7年3月17日 (月) 午前11時00分
(送達による入札書の受領期限は、令和7年3月14日 (金) 午後5時必着)

5 入札参加申込の期間及び場所

- 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処管理部契約課事務室
- 期間 公告日～令和7年3月13日 (木) 午後5時
- 申込 入札に参加する者は、上記期間内に一般競争入札参加申込書を提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

ただし落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積った契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札、仕様書又は内訳書を申込期限までに受領していない者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

9 適用する契約条項

役務請負契約一般条項 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合）

10 入札書の記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、4（2）に示す受領期限までに送達するものとする。
- (3) 仕様書の受領時に資格審査結果通知書の写しを契約課審査係に提出する。
- (4) 落札決定後、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認するため、流動資産担保融資保証制度に伴う確認（別紙様式第1）を提出する（FAX可）。なお、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（別紙様式第2）の内容について、見積書の提出をもって締結に同意したものとす。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊航空補給処 契約課契約班 小林 1 曹
TEL 0438-23-2361 (内線5083)
FAX 0438-22-6913

調達要求番号：07-1-2252-1618-0001-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	ZDS-G-M5001
件名	物品昇降機の保守点検	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	7. 1. 29
		改正年月日	—
		航空補給処保管部保管課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊航空補給処において使用している物品昇降機の保守点検（以下、役務という。）について適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定された事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 法令等

建築基準法（昭和25年法律第201号）

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27. 3. 18）

昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準及び検査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第283号）

昇降機の適切な管理に関する指針（国交省報道発表資料。28. 2. 19）

2) 技術資料

荷物用エレベーター取扱説明書（運行管理編2012年3月版）守谷輸送機工業（株）

荷物用エレベーター取扱説明書（保守点検編2011年11月改訂版）守谷輸送機工業（株）

b) 関連文書

法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2 役務に関する要求

2.1 履行場所及び期間

履行場所及び期間は、次による。

a) 履行場所

海上自衛隊航空補給処Z-1倉庫内(千葉県木更津市江川無番地)。詳細は、**付図1**のとおり。

b) 期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

2.2 役務の対象品目及び数量等

役務の対象品目及び数量等は、**表1**による。

表1－役務の対象品目及び数量等

番号	物品番号等	型式等	数量
1	GL3960-161-04769 物品昇降機, 7トン(1号機)	守谷輸送機工業(株) ロープ式エレベーター MUC-TML3U08-CY09	1SE
2	GL3960-161-04779 物品昇降機, 4トン(2号機)	守谷輸送機工業(株) ロープ式エレベーター MUC-TML2U05-CY09	1SE

2.3 役務の内容

表1の対象品目について、**建築基準法施行規則**に従い定期検査(令和7年6月26日までに)を実施する。また、**昇降機の適切な管理に関する指針及び荷物用エレベーター取扱説明書**に従い保守点検(毎月)を実施する。

2.3.1 定期検査

日程については官との調整により実施するものとし、保守点検時に併せて実施するものとする。

2.3.2 保守点検

保守点検はPOG契約方式(点検, 調整, 清掃, 注油, 少額の消耗品交換・補充のみを行う。)とし、消耗品保証範囲及び保守整備からの保証適用除外事項は**表2**のとおりとする。

表2－消耗品保証範囲及び保証適用除外事項

消耗品保証範囲	
1	補充用油脂類
2	各種固定・稼働コンタクト
3	リード線, ヒューズ類
4	表示ランプ・かご内照明用ランプ
5	ウエス
6	その他交換が必要な少額の消耗品
保守整備からの保証適用除外事項	
1	意匠部品(かご, かご戸, かご床, 敷居, 操作盤)の塗装メッキ直し, 修理及び部品取替え
2	制御盤, ロープ, ガイドレール, ガバナーロープ, 調速機, 巻上機, 緩衝器, 各種安全装置類
3	昇降路周壁及び建壁部分の修理
4	使用者側の不注意, 不適切な使用により発生した修理及び交換
5	故障時及び地震等災害時の復旧に要する交換部品

2.4 点検項目

付表1（作業報告書）のとおりとする。また不具合が発見された場合は、速やかに不具合対策表を作成し、監督官へ提出及び報告するものとする。

2.5 作業実施者の指定

一級建築士、二級建築士又は国土交通大臣認定の昇降機検査資格者とする。

2.6 故障及び災害時の対応

故障発生時及び天災により閉じ込めや機能停止が生じた場合、受注者は官の要請により、速やかに検査資格者を派遣するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2.7 下請負承認申請書

受注者は、この役務に係る作業を第三者に請け負わせる場合は、付表2（下請負承認申請書）を作成し、監督官に提出するものとする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督は、この仕様書に基づき必要な指示、及び立ち合いによる監督を行うほか、提出書類に対する書類審査を行う。

3.2 検査

検査は、提出書類に対する書類審査を行う。

4 提出書類

提出書類は、表3による。

表3－提出書類

番号	名称等	部数	提出時期	提出先	備考
1	着手届	2	契約締結後速やかに	監督官経由 契約担当官等	海幕経第183号 書式第22
2	下請負承認申請書	2	下請負させる場合のみ 契約締結後速やかに	監督官経由 契約担当官等	付表2
3	作業実施者名簿	1	契約締結後速やかに	監督官	様式適宜
4	検査資格者証の写し	1	契約締結後速やかに	監督官	作業実施者総員分
5	作業報告書	1	保守点検実施の都度	検査官	付表1

表3－提出書類（続き）

番号	名称等	部数	提出時期	提出先	備考
6	定期検査報告書	1	定期検査終了後速やかに	検査官	国交省告示第283号別記第1号
7	不具合対策表	1	必要の都度	監督官	様式適宜
8	終了届	3	役務終了後速やかに	検査官経由 契約担当官等	海幕経第183号書式第22

5 その他の指示

- a) 作業の実施にあたっては、部隊の運用に支障を与えないように官側と十分協議すると共に官有施設への立入については、官側の規則に従わなければならない。
- b) 受注者は、この役務実施中の安全には十分留意し、受注者側の責により発生した事故については受注者の責任において処理するものとする。
- c) 作業実施者簿及び検査資格者証の写しは、変更・更新の都度最新のものを提出するものとする。
- d) 受注者は、万一施設及び物品等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。
- e) この役務の履行に伴う、作業員等の構内出入りについては、正門警衛所にて官側で定める所定の手続きを取らなければならない。
- f) 受注者は、この役務全般において守秘義務を負うものとし、この役務で知り得た官有施設及び装備品等の一切の情報を第三者に漏洩してはならない。また、履行後も同様とする。
- g) この役務に必要な器材は、受注者が準備するものとする。
- h) この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

付表1－作業報告書

作業年月日 令和 年 月 日 開始 時 分 終了 時 分

点検者

※作業記号 ✓：異常なし ○：調整や清掃 △：要注意
 ×：修理や交換必要（連絡事項に記載）

番号	点検作業項目	作業内容	判定基準	判定<測定値>	
				1号機	2号機
①	運転状態	昇降状態の確認			
		着床レベル, ストップショック			
		ドア開閉動作確認			
②	シンプルロッド各テンションの点検	シンプルロッドの高さを測定	<管理値> a = 2mm以内		
③	はかり装置の動作及び設定誤差の点検	作動時警告ブザーの鳴動の確認	動作に異常がないこと <管理値> 100%～110%以内 (運転時過積載)		
		指示計の確認	140%～150%以内 (停止時過積載)		
④	トラクションシーブすべりの点検	一往復しシーブとロープのすべりを確認	<管理値> 昇降工程30m以下 ローピング2:1で20mm以下 昇降工程30m以上50m以下 ローピング2:1で30mm以下		
⑤	トラクションシーブしずみの点検	シーブ溝の摩耗状態の確認	ロープのかかり具合が均等になっていること <管理値> 巻上機銘板に記載		
⑥	各シーブの給油	グリスガンにて給油	目視にて異常がないこと		
⑦	ドアインターロックスイッチの点検	ドアを手動で閉め、スイッチとロックの入、切の確認	目視にてロックが入った後、スイッチが入ること		
		ドア閉時からロックがかかる距離の測定			
		ドアロックのかかる深さの測定			
⑧	係合子とリトラクターの点検	かかり深さの確認(戸閉状態)	<管理値> a = 10～20mm b = 固定側から6～12mm		
		隙間の確認(戸閉状態)			
⑨	ドアレールとドアガイドシューの点検	かかり深さの確認	<管理値> 深さ25mmのドアガイドシューは a = 15mm以上 深さ20mmのドアガイドシューは a = 10mm以上		
		ドアを反対側のレールに押し付けた状態でレールとのかかり代を測定			
⑩	ドアレールの給油	油分の確認	目視にて油切れがないこと		
⑪	ヘッダーケース内トラックレールの給油	グリス量を確認	目視にてグリス切れがないこと		

付表1-作業報告書(続き)

番号	点検作業項目	作業内容	判定基準	判定<測定値>	
				1号機	2号機
⑫	塔内リミットSW動作状態の点検	手動にてリミットSW動作状態の確認	<管理値> リミットスイッチ a = 15~20mm		
		P T (動作) の距離			
⑬	かご上光電SWの動作状態点検	表示灯の確認	表示灯が点灯すること		
		インダクタープレートのかかり代の確認	<管理値> 光電センサー a = 25~35mm		
⑭	かごガイドシュー点検	隙間の確認	<管理値> 左右の隙間(a)の和が 0.5~3.5mm 隙間(b)は1.5mm		
⑮	ドア駆動、連動用チェーン、スプロケット点検	チェーンの摩耗、張りの確認	目視、聴覚、触手にて内容に異常がないこと		
		スプロケットの回転状態の確認			
⑯	セフティシューの点検	ドア下端からセフティシュー下部までの距離確認	<管理値> 18~23mm		
		セフティシューP T 作動距離確認	<管理値> 5~10mm		
⑰	油圧制御ユニット油温計、圧力計の状態点検	油温上昇異常検出、暖気運転の動作確認	<管理値> 油温上昇異常検出=60℃ 暖気運転=10℃~15℃		
		圧力計の残針確認(点検等以外は、バルブを閉めること)	0であること		
⑱	油圧ポンプ駆動Vベルトの状態点検	張り、劣化、汚れ等の確認	目視にて内容に異常がないこと		
⑲	月別重点点検項目(1月・7月)				
	ブレーキパッド(ライニング)残存量点検	残存量の確認	<管理値> 巻上機銘板に記載		
	月別重点点検項目(3月・11月)				
	ディスクブレーキコイルストロークの確認	コイルストロークの測定	<管理値> 0.3mm~0.5mm		
	月別重点点検項目(4月・10月)				
	ブレーキパッドとドラムの取付状態点検	ブレーキパッドとドラムの隙間の確認	ドラム回転時ブレーキパッドが接触しないこと		
⑳	定期検査時点検項目				
	非常止め装置ギャップ点検	非常止め装置ギャップの確認	ギャップに異常がないこと <管理値> 銘板に記載		
㉑	確認事項	短絡処置解除、ピット安全スイッチの解除			
		点検作業、調整後の運転確認			
		点検札(柵)撤去、施錠、後片付け			
連絡事項					

付表2 一下請承認申請書

令和 年 月 日

(契約担当官等)

殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

下 請 負 承 認 申 請 書

契 約 番 号 :

調 達 要 求 番 号 :

件 名 :

下記のとおり申請します。

記

1 下請負を行わせる会社の名称等

- (1) 会 社 名
- (2) 本 社 所 在 地
- (3) 工 場 所 在 地
- (4) 資 本 金
- (5) 従 業 員 数

2 下請負を必要とする理由

3 下請負を行わせる範囲

監督官確認印

上記のとおり承認します。ただし、この承認により()は、この契約の義務とされている事項につき、その責を免れるものではありません。

令和 年 月 日

(契約担当官等)

送付のご案内

入札参加予定者各位	作成年月日	令和7年2月19日
	発信枚数	本紙を含む枚
発信者:〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 契約課契約班 渡邊 TEL :0438-23-2361(内線5083)		
仕様書(内訳書)等の内容に関する問合せ先	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処 担当課(担当者) 保管課 TEL :0438-23-2361 (内線) 3050	

記

1	調達要求番号	07-1-2252-1618-0001-00
2	件名	物品昇降機の保守点検
3	市況価格調査書の様式	様式は問いません。 (御社が通常作成されている見積書の様式で構いません。)
4	市況価格調査書の提出先	航空補給処 原価計算課 山根・山田 (内線:5099、5101) FAX番号 0438-22-6913(手続簡素化のためFAX可) ※下見積は原価計算課へ提出してください。
5	市況価格調査書の趣旨	原価計算課では入札に参加される皆様から市況価格の調査を実施し、契約の指標となる予定価格を算定いたします。 <u>以前に調達要求元へ提出された見積書は、予算の使用見込額を計算するためのものであり、予定価格を作成の都合上再度市況価格調査書の提出をお願いいたします。</u>
6	市況価格調査書の提出期限	令和7年3月3日(月)
7	入札日時	令和7年3月17日(月) 11時00分
8	入札場所	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 第1入札室
9	入札書作成要領	(1)入札書に記載する金額は税抜き金額です。 (2)入札が一回目で決まらない場合は2回目を実施する場合がありますので、入札書は最低でも2枚以上ご用意ください。 (3)入札を再度実施(2回目)しても応札されない場合は、入札書のコピー欄に「辞退」と記入した辞退書も必要となります。 郵送にて参加される場合は、必ず辞退書を同封して下さい。
10	郵送による入札書の提出要領	入札書と辞退書を個別に封入し、調達要求番号・件名及び入札書、辞退書の区分、入札参加者名を記入して下さい。 各封筒を外封筒に封入し「入札書在中」と朱書きして、配達記録が残る方法(簡易書留郵便等)で送付して下さい。
11	郵送による入札書提出期日	令和7年3月16日(日) 17時まで

参加される際は現在の状況を鑑み、郵送札でのご参加にご協力頂けますようお願いいたします。

